

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	料金課
処分の名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市下水道条例第33条第6号・第9号;第34条;第35条
基準規定	<p>周南市下水道条例第13条;第15条;第16条;第18条の2;第18条第2項第3号;第19条;第33条第6号・第9号;第34条;第35条</p>
処分基準	<p>(使用開始等の届出)</p> <p>第13条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規程で定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 使用者は、前項の届出の記載事項に変更があったときは、規程で定めるところにより、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>3 法第11条の2、第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前2項の規定による届出をした者とみなす。</p> <p>(代理人の選定)</p> <p>第15条 使用者が市内に居住しない場合は、この条例に定める事項を処理させるため必要があるときは、市内に居住する者のうちから代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。代理人を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 管理者が必要と認めた場合も前項の規定によるものとする。</p> <p>(代表者の選定)</p> <p>第16条 排水設備を共有する者又は共用する者（以下「排水設備共有者等」という。）は、この条例に定める事項を処理させるため代表者を選定し、管理者に届け出なければならない。代表者を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 排水設備共有者等は、共同してこの条例に定める義務を負わなければならない。</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第18条 2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>(3) 水道水と水道水以外の水を併用している場合は、前2号の規定にかかわらず、規程に定めるところにより管理者が認定する。</p> <p>(使用の態様の変更の届出)</p> <p>第18条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他使用の態様の変更があったときは、規程で定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第19条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第33条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(6) 第19条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(9) 第4条第1項、第21条及び第29条の規定による申請書又は図書、第4条第2項本文、第10条、第13条、第15条、第16条、第18条の2及び第31条の規定による届出書、第18条第2項第3号の規定による申告書又は第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p>第34条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	料金課
処分の名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市水道事業給水条例第38条第1号・第2号；第39条
基準規定	周南市水道事業給水条例第38条第1号・第2号；第39条
処分基準	<p>（過料）</p> <p>第38条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する行為を行った者に対し5万円以下の過料を科し、損害があったときは、これを賠償させることができる。</p> <p>(1) 料金、加入金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正な行為を行ったとき。</p> <p>(2) 係員の事務の執行を拒み又は妨害したとき。</p> <p>（水道料金等を免れた者に対する過料）</p> <p>第39条 市長は、詐欺その他不正の行為によって水道料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科すことができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	料金課
処分の 名称	使用料の徴収
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第5条
基準規定	周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第5条; 第8条 周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程第2条～第4条
処分基準	上記の条例、規程の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	料金課
処分の名称	使用料の徴収
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第22条
基準規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第22条～第26条 周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程第12条～第14条の2
処分基準	上記の条例、規程の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	料金課
処分の 名称	使用料の徴収
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市下水道条例第17条
基準規定	周南市下水道条例第17条; 第18条; 別表 周南市下水道条例施行規程第19条; 第21条
処分基準	上記の条例、規程の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	料金課
処分の名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第8条
基準規定	周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第8条
処分基準	<p>(準用規定)</p> <p>第8条 この条例に定めるものほか、施設の設置及び管理については、下水道条例第3条から第16条まで、第17条第2項から第5項まで、第18条の2、第19条から第22条まで、第26条、第27条及び第33条から第35条までの規定を準用する。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	料金課
処分の名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第36条;第37条;第38条
基準規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第16条;第27条;第36条第6号・第7号;第37条;第38条
処分基準	<p>(使用開始等の届出)</p> <p>第16条 使用者又は排水設備設置義務者（以下「使用者等」という。）は、排水施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している排水施設の使用を再開しようとするときは、規程で定めるところにより、あらかじめその旨を管理者へ届け出なければならない。2 前項の規定による届出について、届け出た事項に変更があった場合は、規程で定めるところにより当該変更に係る当事者が、当該変更の生じた日から10日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第27条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第36条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(6) 第16条又は第30条の規定による届出を怠った者</p> <p>(7) 第27条の規定による資料の提出を求められて、これを拒否し、又は怠った者</p> <p>第37条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の規定する違反行為を行ったときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	